

財宮教互第102号
平成23年3月29日

財団法人宮城県教職員互助会
各 理 事 殿

財団法人宮城県教職員互助会
理 事 長 小 林 伸 一

平成23年3月発生の東北地方太平洋沖地震に伴う被災県民への
支援及び互助会員への災害見舞金等の支給見直し等について（通知）

いつも互助会の運営については、ご理解とご協力をいただいておりますことに対しお礼申し上げます。

さて、このたびの災害により多くの方が家屋を失うなど大きな被害を受けております。このことから、当互助会としては罹災された県民及び互助会員への対応として、別紙支援措置（案）のと通りの支援を行うこととしたいと考えております。このことについては、理事会を開催し理事皆様の承認をいただくべきところですが、このような状況下から理事会を開催する時間を得られないところです。

つきましては、別紙措置（案）に対して御承認を得たく文書により審議協議いたしますので平成23年4月5日（火）までにご回答いただければと思います。よろしくお願します。

なお、期限までに回答のない場合はご承認いただいたものとして取扱わせていただきます。

担当：財団法人宮城県教職員互助会
事業班 小林
（宮城県教育庁福利課内）
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692

東日本大震災に係る互助会としての支援措置 (案)

財団法人宮城県教職員互助会

(注)：ゴシック体の太文字部分が今回新たに取り組もうとしている事業の内容です。

I 被災県民への支援措置

① 災害義援金

当互助会の義援金を含めて、全国教職員団体協議会が全国から募った義援金の配分を受け、それを宮城県の大震災被災者への義援金として出す。

II 現職会員への支援措置

(1) 全会員への対応

① 会員の被災復興支援

会員期間に応じて、退職餞別金及び退職特別給付金としてそれぞれに算定された額をもってその支援金とする。

(今回の震災以前まで、退職餞別金及び退職特別給付金の前倒し給付金として給付することとしてきた当該給付金をもって、会員の被災復興支援金とする。この支援金の給付後の退職餞別金及び退職特別給付金に係る会員期間の取扱については、前倒し給付として算定された期間の取扱とする。)

② 22年度の施設利用券等の有効期限の延長措置

(23年度いっぱい使用可能とする)

(2) 被災会員への対応

① 災害見舞金の給付(事業給付 一級 50万円他)

(国の被害基準の重大化へのシフトによる給付額の増高)

② 現行災害見舞金の給付で救済されない会員への給付

(五級に満たない被災者への給付

新たな給付 3万円 ※別添資料のとおり。)

③ 死亡弔慰金の給付(事業給付 本人 10年以上 50万円)

④ 被災遺児等のための遺児育英資金給付金の一括給付

(24年度実施予定、年額平均 16万円)

⑤ 単身特別給付金の死亡に係る給付

(事業給付 40歳以上 1.2万円/年の会員期間)

⑥ 医療給付請求の際の資料添付の省略

公立学校共済組合宮城支部組合員以外の会員で、今回の災害により医療機関の領収書等の添付ができない場合は、申請書への本人の申立書きでも請求できるものとする。

(3) 今回の災害による事業の見直し

① 平成23年度と平成24年度に行うこととしていた法人移行記念図書券の配布の取り止め。

→この資金をもって、災害見舞金の給付で救済されない会員の救済原資とする。

Ⅲ 退職会員への措置

- ① 死亡一時金の給付(事業給付)
- ② 医療給付請求の際の資料添付の省略
今回の災害により医療機関の領収書等の添付ができない場合は、申請書への本人の申立書きでも請求できるものとする。
- ③ 22年度の施設利用券の有効期限の延長措置
(23年度いっぱい使用可能とする)

Ⅳ 互助会指定施設への支援措置

(1) 互助会利用券等の事故による利用代金請求の取扱

① 施設利用券の取扱

今回の災害により、利用券の使用による施設利用代金の支払いについては、以下のように取り扱う。

- ア 利用券が流失等した場合の取扱(一部流失の場合も同じ取り扱い)
 - ・その施設利用に係る売掛台帳等がある場合は、そのコピーによる請求を可とする。
 - ・売掛台帳等も流失した場合は、売掛額の申立てによることも止むを得ないものとする。(施設代表者本人の直接申立書(自筆)が必要)
- イ 汚損、欠損した利用券がある場合
 - ・利用券が汚損された場合でもそれによる請求は可能。また、一部欠損していてもそれと分かるものであれば、それによる請求も可能。
- ウ 利用券の一部が汚損、欠損して残り、他は流失した場合
 - ・上記アとイの併せた取扱とする。

② 図書引換券の取扱

上記①と同じ。

- ③ 上記請求は、利用施設契約に基づく請求期限にかかわらず、施設の被害を受けた翌月から起算して3年以内はできるものとする。
(→一般の債権の消滅時効は1年であるが、その特例として取扱うものとする。)

1 給付の種類

項目及び提出書類	給付条件及び給付額
1 災害見舞金 * (災害見舞金請求書)	<p>会員が風水震火災その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき。</p> <p>(1) 1級 500,000円 (2) 2級 250,000円 (3) 3級 200,000円 (4) 4級 100,000円 (5) 5級 50,000円 (6) 5級の基準に達しなかった場合 30,000円 (今回の災害に対して新設)</p>

* 支給基準については裏面によるものとなりますが、今回の津波被害の判定について、政府関係者が明らかにした内容により、被災級別が級別上方に修正されて適用される見込みです。実際は市町村等の証明する罹災証明の内容によるものとなります。

* 災害見舞金請求書については、共済組合の支給基準と同一のため、共済組合の災害見舞金と同時に提出願います。

なお、(6)に該当する場合は互助会の「災害見舞金請求書(罹災証明添付)」のみ提出願います。

詳しくは「福利課ホームページ」「私たちの福利厚生」を参照ください。

2 提出期限 給付事由が生じた日から2年間

災害見舞金の支給基準

条 件	給付額及び支給基準	提 出 書 類
<p>会員が風水震火災その他非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき。</p>	<p>次の各号に掲げる損害の程度に応じ、当該各号に掲げる額。この場合において、住居とは会員が自ら居住する住宅及び会員の被扶養者が使用している会員所有の住宅をいい、災害の査定は個々の住居ごとに行う。</p> <p>(1) 第1級の損害 500,000 円 イ 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。</p> <p>(2) 第2級の損害 250,000 円 イ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。</p> <p>(3) 第3級の損害 200,000 円 イ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居及び家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ニ 住居又は家財にハと同程度の損害を受けたとき。 ホ 床上浸水 120 センチメートル以上</p> <p>(4) 第4級の損害 100,000 円 イ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居又は家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 床上浸水 30 センチメートル以上、120 センチメートル未満</p> <p>(5) 第5級の損害 50,000 円 イ 住居又は家財の5分の1以上3分の1未満が焼失し、又は滅失したとき。 ロ 住居又は家財にイと同程度の損害を受けたとき。 ハ 床上浸水 30 センチメートル未満</p> <p>(6) 上記(5)の基準に達しなかった場合 災証明書が発行されたが、共済組合の災害見舞金に該当しなかったとき又はそれと同程度の損害を受けたとき。 30,000 円</p>	<p>災害見舞金請求書</p>